竹原市告示第１７号

竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和５年４月１日

竹原市長　今　榮　　敏　彦

竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金交付要綱

　竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金交付要綱（令和２年竹原市告示第５１号）の一部を改正する。

　（目的）

第１条　この要綱は、市内に所在する空き家の有効活用を図ることにより、本市への移住・定住を促進するとともに、空き家の発生を予防するため、移住・定住者が空き家を取得し、居住のために行う改修工事に要する経費の一部を、予算の範囲内において竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　空き家　竹原市空き家バンクに登録された物件、１戸建ての住宅又は併用住宅（住宅のうち、居住の用に供さない部分を有する建築物で延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するものに限る。）のうち、居住の用に供されなくなった日から１か年以上経過した建築物をいう。

⑵　改修工事　居住するために必要な空き家の修繕、補修、模様替え等を行う工事で建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の法令に違反しないものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　継続して１年以上市外に住所を有している者又は取得した空き家の所在地に住民登録した者で当該登録の際に継続して１年以上市外に住所を有していた者

⑵　空き家を取得してから、６カ月を経過していない者。ただし、３親等以内の親族から取得した者は除く。

⑶　取得した空き家の所在地に住民登録した者又は登録する予定の者

⑷　取得した空き家に１０年以上居住する意志を有する者

⑸　世帯全員が交付申請時に竹原市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料、住宅使用料及び保育料（以下「市民税等」という。）の滞納がない者。ただし、市外在住者は住民登録している市区町村税の滞納がない者。

⑹　世帯全員が竹原市暴力団排除条例（平成２３年竹原市条例第１４号）第２条２号又は第３号に規定する暴力団員又は暴力団員等でない者

（補助対象となる費用等）

第４条　補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う改修工事で、市長が適当と認めるものに要する費用のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　市内に事業所がある個人事業主又は法人であって、改修工事を請け負うものが施工するものであること。

⑵　第８条の規定による交付の決定の日以後に改修工事に着手し、当該日が属する会計年度の２月末日までに完了するものであること。

⑶　補助対象経費の額が１００，０００円以上のものであること。

（補助対象とならない費用）

第５条　次に掲げる費用については、補助金の交付の対象としない。

⑴　住宅の新築工事・解体工事

⑵　門扉、塀、カーポート等の外構工事

⑶　電磁調理器、ガスコンロその他調理器具の購入及び設置

⑷　家庭用電化製品の購入及び設置

⑸　テーブル、椅子、タンス、カーテン等の家具類の購入及び取付け

⑹　設計図書の作成、諸手続に係る費用

⑺　過去に本市の他の補助金交付を受けて改修した部分の費用

⑻　消費税及び地方消費税

⑼　その他市長が補助金の交付の対象として適当でないと認めるもの

（補助額）

第６条　補助金の額は、第４条第１項に規定する費用の額の２分の１以内の額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

⑴　年齢（申請日の属する年度の４月１日現在の年齢をいう。以下同じ。）が１８歳未満の子がいる世帯　１００万円

⑵　妊娠している者がいる世帯　１００万円

⑶　婚姻の日から５年以内で夫婦の年齢の合計が８０歳以下である世帯　１００万円

⑷　前３号に掲げる世帯以外の世帯　５０万円

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる関係書類を添えて、補助事業の着手の日の７日前までに市長に提出するものとする。

⑴　見積書の写し（工事費の内訳書を添付すること。）

⑵ 位置図

⑶　対象工事予定箇所の着工前写真及び図面

⑷　売買契約書等の空き家を取得したことが分かる資料

⑸　住民票（世帯全員分）

⑹　滞納がない証明（世帯全員分）

⑺　確約書

⑻　その他市長が必要と認めるもの

（交付決定）

第８条　市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、原則、現地確認等を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（交付変更）

第９条　前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、改修工事の内容を変更するときは、変更に係る改修工事の着手前に変更交付申請書（様式第３号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、費用に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

⑴　変更後の見積書の写し（工事費の内訳書を添付すること。）

⑵　変更工事予定箇所の写真及び図面

（変更交付決定）

第１０条　市長は、前条の規定により変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、原則、現地確認等を行い、適正と認めるときは、補助金の額の変更を決定し、変更交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　前項の補助金の額の変更は、第８条の規定により決定した補助金の額を超えないものとする。

（申請の取下げ）

第１１条　補助決定者は、交付申請を取り下げるときは、申請取下届（様式第５号）により、第８条の規定による交付の決定の日が属する会計年度の２月末日までに市長に届け出るものとする。

（完了実績報告）

第１２条　補助決定者は、改修工事が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第６号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

⑴　領収書の写し

⑵　工事費精算書（請求書及び工事内訳書）

⑶　対象工事箇所の完成写真

⑷　当該空き家所在地に住民登録をした後の住民票（完了実績報告時までに提出できない場合は、後日の提出も可。）

⑸　その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第１３条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、原則、現地確認等を行い、事業が適正に行われていると判断した場合は速やかに、補助金確定通知書（様式第７号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１４条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して３０日以内に補助金請求書（様式第８号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

２　市長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１５条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　この要綱又は補助金の交付の決定の際に付した条件に違反したとき。

⑵　偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑶　第１３条の規定による審査に際し、正当な理由なく審査への協力を拒んだとき。

⑷　補助の対象となった住宅を補助金の確定を受けた日から１０年を超えない間に取り壊し、第三者に賃貸し、又は売却したとき。ただし、市長がやむを得ないと認める理由により第三者に賃貸する場合であって、移住者が当該住宅に居住するときを除く。

⑸　補助の対象となった住宅を補助金の確定を受けた日から１０年を超えない間に死亡、転居又は転出により空き家にしたとき。ただし、死亡したことによる空き家又は市長がやむを得ないと認める理由により転居又は転出したことによる空き家が、移住者用住宅として活用される状態にある場合を除く。

⑹　交付の決定の日が属する会計年度の２月末日までに第１２条に規定する実績報告書の提出がないとき。

⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第９号）により、補助決定者に通知するとともに、補助金返還命令書（様式第１０号）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和２年４月７日から施行する。

附　則（令和３年４月１日告示第４０号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１０月１日告示第８５号）

　この告示は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日告示第１７号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金交付申請書

竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金を利用したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1　申請内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　申請者 | ふりがな |  |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 現住所 | 〒 |
| 電話番号 | （　　　　）　　　－ |
| 対象住宅の所在地 |  |
| 工事の内容（具体的に） |  |
| 工事期間 | 着手年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 完了年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 工事施工者※市内業者に限る。 | 住　所 | 〒　　　　－　　　　竹原市 |
| 会社等名称 | 　　　　　　　　　　　　　　　℡： |
| 代表者名 |  |
| 建設業許可番号（建設業許可を受けている場合に記入してください） |  |
| 補助対象経費 | 円（消費税は含まないこと） |
| 補助申請額 | 円（上記の２分の１または100万円まで） |

２　添付書類

　　⑴　見積書の写し（内訳書を含む）　⑵　位置図

⑶　対象工事予定箇所の着工前写真及び図面

⑷　売買契約書等の空き家を取得したことが分かる資料

⑸　住民票（世帯全員分）

⑹　滞納がない証明（世帯全員分）

⑺　 確約書

確　約　書

竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金の申請に係り、次のことを確認の上、該当するものに☑チェックをお願いします。

なお、全てに☑チェックがないと申請を受理することができませんので注意してください。

□　改修を行う住宅は、建築基準法等に違反する建物ではありません。

□ 過去に本市の他の補助金交付を受けている部分の改修工事ではありません。

□　改修工事に着手していません。

□ 市民税等の滞納がない旨などの確認のため、個人情報を取得することに同意します。

□　世帯全員が竹原市暴力団排除条例（平成２３年竹原市条例第１４号）第２条２号又は第３号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないことを誓約します。

□　当該住宅に１０年以上の居住の意志を有しています。

竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金交付要綱第１５条の規定に該当した場合は、補助金の全額を返還することを確約します。

　　年　　月　　日

竹　原　市　長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第２号（第８条関係）

指令竹都第　号

年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

　　　年　　　月　　　日付けで申請の竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付の決定 | * 交　付　・　□ 不　交　付
 |
| 交付決定金額 | 　　　金　　　　　　　　円　 |
| 対象住宅の所在地 | 竹原市 |
| (不交付の場合)交付できない理由 |  |

※　補助金の交付の決定を受けた場合は、事業完了後に遅延なく実績報告書を提出してください。

様式第３号（第９条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市空き家改修移住・定住支援事業変更交付申請書

　　　年　　月　　日付け指令竹都第　　　　号で交付決定のあったことについて、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

１　申請内容（変更後内容を記入）

※交付決定した補助金の額を超えないものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | ふりがな |  |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 現　住　所 | 〒 |
| 電話番号 | （　　　　）　　　　　　－　　 |
| 変更の内容 |  |
| 工事期間 | 完了年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 工事施工者※市内業者に限る。（変更がある場合のみ記入） | 住所 | 〒　　　　－　　　　竹原市 |
| 会社等名称 | 　　　　　　　　　　　　　　　℡： |
| 代表者名 |  |
| 建設業許可番号（建設業許可を受けている場合に記入してください。） |  |
| 変更後対象経費 | 　　　　　　　　　　　　円（消費税は含まないこと） |
| 変更後補助申請額 | 円（上記の２分の１または100万円まで）　 |

２　添付書類

⑴　変更後の見積書の写し（内訳書を含む）

⑵　変更工事予定箇所の写真及び図面

様式第４号（第１０条関係）

指令竹都第　号

年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書

　　　年　　　月　　　日付けで申請の竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金について、次のとおり変更決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更交付の決定 | * 交　付　・　□ 不　交　付
 |
| 変更交付決定金額 | 　　　金　　　　　　　　円　 |
| (不交付の場合)交付できない理由 |  |

※　補助金の変更交付の決定を受けた場合は、事業完了後に遅延なく実績報告書（様式第６号）を提出してください。

様式第５号（第１１条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市空き家改修移住・定住支援事業申請取下届

　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金について、取り下げます。

１　申請内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | ふりがな |  |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 住　　所 | 〒 |
| 電話番号 | （　　　　）　　　　　　－　　 |
| 取下げ理由 |  |

様式第６号（第１２条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市空き家改修移住・定住支援事業実績報告書

　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市空き家改修移住・定住支援事業について、事業が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

１　報告内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報告者(申請者) | ふりがな |  |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 住　　所 | 〒 |
| 電話番号 | （　　　　）　　　－　　 |
| 交付決定の額 | 　　　　　　　　　　　　　　　千円 |
| 現地検査希望日 | 第１ | 　　　月　　　日　 | 第２ | 　　月　　　日 |

２　添付書類

⑴　領収書の写し

⑵　請求書の写し（内訳書を含む。）

⑶　対象工事箇所の完成写真

⑷　空き家所在地に住民登録を異動した後の住民票（後日も可）

様式第７号（第１３条関係）

指令竹都第　号

　　年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金確定通知書

　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金について、次のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定金額 | 　　　金　　　　　　　　円　 |
| 交付確定金額 | 　　　金　　　　　　　　円　 |

様式第８号（第１４条関係）

　　年　　月　　日

竹原市長　様

竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金請求書

　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金について、次のとおり補助金を請求します。

１　請求内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請求者 | ふりがな |  |
| 氏　　名 | ㊞ |
| 住　　所 | 〒 |
| 電話番号 | （　　　　）　　　　　　－　　 |
| 請求額 | 　￥　　　　　　　　　　　　　 |

２　振込先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 口座振替先 | 銀行信用金庫信用組合農協郵便局 | 本店支店支所 |
| 普通預金口座番号 |  |
| 口座名義人 | フリガナ |  |
| 氏　名 |  |

※口座名義人は、交付決定者（請求書）と同一人としてください。

様式第９号（第１５条関係）

指令竹都第　号

　年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書

　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定のあった竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金について、次のとおり（全部・一部）を取り消したので通知します。

１　交付決定の取消額

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定金額 | 　　　金　　　　　　　　円　 |
| 今回取消額 | 　　　金　　　　　　　　円　 |
| 更正決定額 | 　　　金　　　　　　　　円　 |

２　取消理由

|  |  |
| --- | --- |
| 取消理由 |  |

様式第１０号（第１５条関係）

指令竹都第　号

年　　月　　日

　　　　様

竹　原　市　長　　　㊞

竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金返還命令書

　　　年　　　月　　　日付け指令竹都第　　　号で交付決定（全部・一部）取消通知した竹原市空き家改修移住・定住支援事業補助金について、次のとおり返還を命じる。

１　交付決定の取消額

|  |  |
| --- | --- |
| 返還すべき金額 | 　　　金　　　　　　　　　　円　 |
| 返還期限 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |